第3 初・再診料の施設基準等 地域包括診療加算の施設基準

「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第58号) 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」 (令和6年3月5日 保医発0305第5号)

告示	通知
7 地域包括診療加算の施設基準	別添 1 初・再診料の施設基準等
(1) 地域包括診療加算 1 の施設基準	第2の3 地域包括診療加算
イ 当該保険医療機関(診療所に限る。)にお	1 地域包括診療加算 1 に関する施設基準
いて、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢	(1)から(12)までの基準を全て満たしているこ
性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行	と。
っていないものに限る。) 又は認知症のう	(1) 診療所であること。
ち2以上の疾患を有する患者に対して、	(2) 当該医療機関に、慢性疾患の指導に係る適切
療養上必要な指導等を行うにつき必要な	な研修を修了した医師(以下「担当医」とい
体制が整備されていること。	う。) を配置していること。 なお、 担当医は認
口 往診又は訪問診療を行っている患者のう	知症に係る適切な研修を修了していること
ち、継続的に外来診療を行っていた患者	が望ましい。
が一定数いること。	(3) 次に掲げる事項を院内の見やすい場所に掲
八 当該保険医療機関において、適切な意思	示していること。
決定支援に関する指針を定めているこ	ア 健康相談及び予防接種に係る相談を実施
Ł.	していること。
二 地域包括診療料の届出を行っていないこ	イ 当該保険医療機関に通院する患者につい
と。	て、介護支援専門員(介護保険法第 7 条
	第 5 項に規定するものをいう。以下同
(2) 地域包括診療加算 2 の施設基準	じ。)及び相談支援専門員(障害者の日常
(1)のイ、八及び二を満たすものであること。	生活及び社会生活を総合的に支援するた
	めの法律に基づく指定計画相談支援の事
	業の人員及び運営に関する基準第 3 条に
	規定するものをいう。以下同じ。) からの
	相談に適切に対応することが可能である
	こと。
	ウ 患者の状態に応じ、28 日以上の長期の投
	薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付
	することについて、当該対応が可能であ

ること。

(4) (3)の掲示事項について、原則として、ウェブ

- サイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。
- (5) 当該患者に対し院外処方を行う場合は、24 時間対応をしている薬局と連携をしている こと。
- (6) 当該保険医療機関の敷地内における禁煙の 取扱いについて、次の基準を満たしているこ と。

(※ア~イ 略)

(7) 介護保険制度の利用等に関する相談を実施 している旨を院内掲示し、かつ、要介護認定 に係る主治医意見書を作成しているととも に、以下のいずれか 1 つを満たしているこ と。

(※ア~ケ 略)

- (8) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間 の往診等の体制を確保していること (特掲診 療料施設基準通知の第 9 在宅療養支援診療 所の施設基準の 1 の(1)に規定する在宅療養 支援診療所以外の診療所については、連携医 療機関の協力を得て行うものを含む。)。
- (9) 以下のいずれか1つを満していること。
 ア時間外対応加算1、2、3又は4の届出を行っていること。
 - イ 常勤換算 2 名以上の医師が配置されており、うち 1 名以上が常勤の医師であること。
 - ウ 在宅療養支援診療所であること。
- (10) 以下のア~ウのいずれかを満たすこと。
 - ア 担当医が、指定居宅介護支援等の事業の 人員及び運営に関する基準(平成 11 年厚 生省令第 38 号) 第 13 条第 9 号に規定す るサービス担当者会議に参加した実績が あること。
 - イ 担当医が、「地域包括支援センターの設置 運営について」(平成 18 年 10 月 18 日 付老計発 1018001 号・老振発 1018001 号・老老発 1018001 号厚生労働省老健

局計画課長・振興課長・老人保健課長通知) に規定する地域ケア会議に出席した 実績があること。

- ウ 保険医療機関において、介護支援専門員 と対面あるいは ICT 等を用いた相談の機 会を設けていること。なお、対面で相談で きる体制を構築していることが望まし い。
- (11) 外来診療から訪問診療への移行に係る実績について、以下の全てを満たしていること。(※ア〜イ 略)
- (12) 当該保険医療機関において、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、適切な意思決定支援に関する指針を定めていること。
- 2 地域包括診療加算 2 に関する施設基準 以下の全てを満たしていること。
 - (1) 1の(1)から(7)まで、(9)、(10)及び(12)を 満たしていること。
 - (2) 在宅医療の提供及び当該患者に対し 24 時間の連絡体制を確保していること。

3 届出に関する事項

- (1) 地域包括診療加算 1 又は 2 の施設基準に係る届出は、別添 7 の様式 2 の 3 を用いること。
- (2) 令和 6 年 9 月 30 日までの間に限り、1 の(3)、(10)又は(12)を満たしているものとする。
- (3) 令和7年5月31日までの間に限り、1の(4) を満たしているものとする。